

令和6年度 東広島市立風早小学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、東広島市立風早小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、共通認識・共通実践を図るためのものであり、児童一人一人にとって大切な「学校のきまり」である。

(目的)

第1条 この規程は、東広島市立風早小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活にすること

(登校のとき)

第2条 登校のときは、次のことを指導する。

- (1) 身だしなみの確認をする。(ハンカチ、ちり紙、基準服、名札、髪、つめ、シャツを入れる。)
- (2) 通学に自転車を使わない。
- (3) 防犯ベルを携帯する。
- (4) 決められた場所と集合時刻、歩道でのマナーを守る。登校班で1列に並んで歩く。

(登校したとき)

第3条 朝、登校したときは、次のことを指導する。

- (1) 教室内では、ぼうしをとる。
- (2) マットで土を落としてから、くつのかかとをそろえ、げた箱の中へ入れる。

(登校・遅刻・欠席・早退)

第4条 登校・遅刻・欠席・早退については、次のことを指導する。

- (1) 始業時刻は、8時とする。(7時30分より早く登校しない。)
- (2) 欠席及び遅刻の場合は、8時までに、保護者が欠席・遅刻の理由を学校へ連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、教室に行く。
- (3) 家庭の事情等で早退・外出する場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。

(学習時間)

第5条 学習時間においては、次のことを指導する。

- (1) ふで箱には、鉛筆5~6本、(ボールペン、シャープペンシルは使用しない。), 消しゴム、赤鉛筆、青鉛筆、ネームペン、ものさしを入れておく。
- (2) 学習活動に必要なものは学校へ持つて来ない。(ミサンガ、キーホルダー等)
※詳細は別紙「学校のきまり」の規定による。

(休憩時間)

第6条 休憩時間においては、次のことを指導する。

- (1) 5分間休憩はトイレと移動時間とする。
- (2) 使ったもの（ボールなど）はもとの場所に返す。

- (3) 遊具（ブランコ、すべり台など）は順番や決まりを守って安全に遊ぶ。
- (4) 廊下や階段は、右側を静かに歩く。手すりをすべらない。
- (5) 教室移動時は、きちんと並んで黙って静かに歩く。
- (6) 学年で並んで体育館に移動するときは、無言歩行（あいさつは除く）。
- (7) ぼうきれ、かさなどをバットのかわりにして遊ばない。硬球や軟球で遊ばない。
- (8) ボールなどが高い所にひっかかったり、校外に出たりした場合は、先生に言ってとつてもらう。
- (9) 安全のため、体育館前の用水路、校舎北側、体育館回りでは遊ばない。
- (10) サッカーゴールにはあがらない。ぶらさがらない。
- (11) 児童玄関前ではボール遊びをしない。
- (12) 特別教室に許可なく出入りしない。

（給食時間）

第7条 給食時間においては、次のことを指導する。

- (1) 給食当番は、服装（エプロン、ぼうし、マスク）を整える。
- (2) 12時00分から12時40分まで給食時間とし、12時30分から片付けをする。
- (3) 12時45分までに、食器を返却する。給食の先生に、「ごちそうさまでした。」とあいさつをする。
- (4) 牛乳パックは折りたたみ、各学級でデザートのカップは重ねてビニール袋等に入れ、掃除時間終了までに、配膳室北側のごみ箱へ入れる。

（掃除時間）

第8条 掃除時間には、次のことを指導する。

- (1) 掃除を始める時刻を守る。
- (2) 時間いっぱい、無言で掃除をする。担当の教師も一緒にする。

（下校のとき）

第9条 下校のときには、次のことを指導する。

- (1) 最終下校時刻は、新学期開始から秋休み前までは午後5時30分。秋休みから春休み終了までは午後5時。
- (2) 木曜日は一斉下校とし、登校班で1列に並んで下校する。

（服装）

第10条 服装等、身なりについては、次のことを指導する。

- (1) 基準服
 - ①気温が高い時期…白のカッターシャツ・ブラウス・ポロシャツ（スクールタイプ）。
 - 紺色半ズボン（スクールタイプ）。紺色プリーツスカート（スクールタイプ）。メーカーは問わない。
 - ②気温が低い時期…高い時期と同じ。上着（紺色、襟なしダブル、イートン型）
 - ③特に寒い日…通学の際、上着と共にベスト・セーター（色は黒、紺、白で袖や裾が基準服から出ないようにする）、あるいはジャンパー類（膝より長いものは不可）を着てもよい。半ズボンやスカートの代わりに長ズボン（黒、紺基調のジャージ）を着用してもよい。スカートの下にズボン

をはかない。着替え等で必要な場合は、ランドセルやバック等に入れて持って帰る。

- ア 帽子の色は黄色とする。
- イ 上着は、式の時は基準服を着用する。
- ウ くつ下は、紺・黒で無地とする。くるぶしが出るソックスは不可。
- エ 上履きは白色とする（つま先の色の指定なし）。
- オ 手袋、ネックウォーマーは登下校時と屋外での活動時（体育の持久走・郊外活動等）のみ着用する。教室内は着用しない。
- カ 耳あてやマフラーをしたり、上着のフードをかぶったりするのは、安全のため禁止とする。
- キ 携帯用のカイロは、安全面を考え、使用禁止。

（2）体操服

- ア 体操服は、そでから下着が見えないようにする。寒い場合は、長袖体操服を着用してもよい。
- イ 赤白ぼうし（ゴムひも付き）を着用する。

（3）髪型

- ア 学習活動や運動等の、教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型とする。
- イ パーマ及び髪の染色は禁止する。
- ウ 健康面・衛生面から、前髪が目にかかる場合は、ピン等でかからないようにする。髪が肩にかかる時はゴム等で結ぶ。
- エ 髪を結ぶときは、学習活動や帽子をかぶる時の妨げにならないよう、耳の下で結ぶ。
- オ 髮留めや髪ゴム・・・飾りの付いていない、単色のもの（黒・紺・茶）

（4）その他

携帯電話、その他通信端末等の学校への持込を禁止する。特別な事情がある場合は、学校長の許可を得て、許可書を提出する。

（施設等）

第11条 校内施設の利用についての諸注意は、次のとおりである。

- （1）トイレの使用後は、ハンドルボタンを手で押し、流れたのを確認する。履き物を揃える。
- （2）特別教室は、許可なく勝手に入らない。使用後必ずドアを閉める。
- （3）図書室は、昼休憩に利用できる。
- （4）職員室は、特別の用がない限り入らない。
- （5）教室移動は、並んで静かに移動する。
- （6）集会では、だまって並んで待つ。

第3章 校外での生活に関するこ

（校外での生活）

第12条 下校後や休みの日において、次のことを指導する。

- （1）下校後、学校へ用事があつて来たときは、職員室へよつて用件を伝えてから教室に入る。

用事が済んだら、職員室によって挨拶をして帰る。

- (2) 児童だけで、校区外への外出、外泊をしない。校区より外に行く時には、おうちの人と相談する。
- (3) 火遊び・エアーガン等の危ない遊びは禁止。川や池、駐車場、線路など、危険な場所で遊ばない。保護者同伴の場合、保護者判断とする。
- (4) 遊びに行くときは、家族に行き先と帰る時刻を必ず伝える。
- (5) 帰宅時刻は、夏季（新学年開始日から秋休み前）は17時30分、冬季（秋休みから春休み終了まで）は17時までとする。子どもだけの家には遊びに行かない。
- (6) 友だちに、おごったり、おごってもらったりしてはいけない。
- (7) お金、カード、ゲームソフトなどの貸し借りは絶対にしない。
- (8) ゲームセンターには、いかなる理由があろうとも、午後6時以降子どもだけで入ってはいけない。（広島県の条例により、平成28年6月23日より、決められている。）
- (9) 児童だけで、大型店舗への出入りをしない。
- (10) 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶる。交通ルールを守り、二人乗りや飛び出しなど危いことはしない。
- (11) 公道で自転車に乗れるのは、3年生の自転車教室で合格し、保護者の許可を得てからとする。
- (12) 小松原・大芝地区、大田地区に自転車で行くことができるのは、5・6年生とし、保護者の許可を得てからにする。
- (13) **スケートボード等は、公道で乗らない。**
- (14) インターネットやSNS等での個人情報の取り扱いには注意する。
- (15) **学校にお菓子を持ってこない。（放課後でも）**

第4章 特別な指導に関するここと

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、児童の校内及び校外での問題行動については、児童が自ら問題行動を反省し、よりよい学校生活、人格の形成ができるよう指導する。

（特別な指導の留意点）

いじめ防止委員会を定期的に開催し、協議しながら取組を進める。